

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 2 月 28 日

審査機関名 ペリージョンソンレジストラ
クリーンディベロップメントメカニズム株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	宿泊施設におけるボイラーの高効率化による排出削減事業
排出削減事業者名	株式会社 古湧園
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 カーボンゼロ四国
事業実施場所	株式会社 古湧園 愛媛県松山市道後湯之町 2 0 番 2 3 号
事業の概要	宿泊施設におけるボイラー設備を更新するとともに、A 重油から都市ガスに燃料転換し、高効率化にする事により、二酸化炭素排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	2009 年度：9 tCO ₂ /年 2010 年度：76 tCO ₂ /年 2011-2012 年度：114 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 313 t-CO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2010 年 1 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年1月24日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：株式会社古湧園：愛媛県松山市道後湯之町20番23号
追加性を有すること	<ol style="list-style-type: none">1) 本排出削減事業は法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、省エネルギーおよびCO₂排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者、その他関連事業者への質問等により確認した。2) 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備を継続して利用できる状態であったことをメーカーによるメンテナンスレポート、ボイラー営繕記録表等から総合判断して、問題なく継続して使用可能であったことを確認した。3) 本事業の投資回収年数については、本排出削減事業者、その他関連事業者への質問、入手した根拠資料を基に計算した結果、本事業計画書に記載された4.0年であることを確認した。また、投資回収年数の計算では、本事業に係わる補助金受給額を適切に差し引いて計算されていることを確認した。4) 既存設備は継続して使用可能であり、経済的見地から判断して本事業が魅力的な案件とはなり得ないが、国内クレジット制度の活用によりCO₂削減活動のCSR効果が期待できることが、本事業への投資決定の重要な要因となったことを確認した。
主行動計画に参加していない者により行われること	事業者の事業に係わる業界団体のウェブサイトでの確認及び排出削減事業者、関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>本事業では、承認排出削減方法論 001「ボイラーの更新」に基づき排出削減量を計算しており、また方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1： 既存熱源設備の仕様書及び熱精算書の確認、新設ボイラーの設備及び仕様書の確認等によって、高効率ボイラー導入していることを確認した。</p> <p>適用条件 2： 既存の設備の使用年数が法定耐用年数の 2 倍を超えておらず、また、定期点検・運転日誌などの記録、同型ボイラーの運転状況及び質問結果から判断して、問題なく継続して使用可能であったことを確認した。</p> <p>適用条件 3： 事業サイトの訪問、全体レイアウト図・蒸気配管の確認、及び関係者への質問等により、ボイラーを施設内の熱利用のために用いることを確認した。</p> <p>その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法、モニタリング対象のQA/QCが適切であることについて、排出削減事業者および関係者への質問、関連書類の閲覧により確認した。</p>
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4 . 特記事項

特になし。

以上